

2021年5月10日  
株式会社 鹿児島銀行

## 住宅ローンにおける事務取扱改定について ～LGBTなどへの取り組み～

株式会社鹿児島銀行（頭取 松山 澄寛）は、LGBTなどに対する社会的関心の高まりをふまえ、2021年5月より住宅ローンのペア返済（注1）の対応を開始します。

これにより、同性パートナー（注2）を配偶者とする収入合算（注3）などが可能となり、新居でのお二人の共同生活を支援することができるようになります。

鹿児島銀行は、今後もお客さまや社会の多様なニーズにお応えできる商品およびサービスの提供に、引き続き取り組んでまいります。

以上

（注1） ペア返済とは、お二人が同居し、持分を共有する住宅について、お二人それぞれで住宅ローンを組んで返済していくお借り入れ形態です。

（注2） 同性パートナーとは、（婚姻）合意契約および任意後見契約を結んでいることを条件とします。契約証書は全て公正証書とし任意後見契約については登記が必要です。なお、自治体におけるパートナーシップ証明書およびそれに類する証明書がある場合は（婚姻）合意契約証書は不要です。

（注3） 収入合算とは、ご本人の収入に、ご家族の収入を合算してお借り入れの審査を行うことです。

### 対応するSDGs



目標5：誰もが安心して住むことのできる地域社会づくりへの貢献

### 【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 営業管理部 営業管理グループ

TEL：099-239-9834